

官民研究開発投資拡大プログラム運用指針

平成 29 年 5 月 25 日
官民研究開発投資拡大プログラム
ガバニングボード

「官民研究開発投資拡大プログラムに係る推進体制について」（平成 29 年 4 月 21 日 総合科学技術・イノベーション会議）に基づき、官民研究開発投資拡大プログラム（以下「PRISM」* という。）の実施に必要な運用指針を定める。

ただし、各ターゲット領域の特性等により、本指針と異なる運用をすることを妨げない。

1. 領域統括

- 領域統括は内閣府の非常勤職員とする。
- 領域統括の任期は 3 年とする。再任を妨げない。
- 領域統括は、担当する領域における、実施方針の策定、対象施策の選定、推進費の配分、対象施策の進捗状況のフォローアップ、ステージゲート方式による評価、対象施策の連携促進を中心となって進める。

2. 運営委員会

- 領域統括の業務を補佐するため、領域ごとに運営委員会をガバニングボードに置く。運営委員会の座長は領域統括が務める。
- その他、運営委員会の構成等については、領域統括の意見等を踏まえ、ガバニングボードが別途定める。

3. PRISM の運用について

（1）実施方針の策定

- 運営委員会は、その領域の推進の方向性を示すため、解決すべき課題、目標、必要となる研究開発要素等を記載した実施方針を、ガバニングボードに諮った上で策定する。

（2）ターゲット領域における対象施策の決定

- 毎年 8 月を目途に、ターゲット領域の対象施策（推進費の配分対象として登録される各省の施策をいう。以下同じ。）として新たに登録する施策の候補について、内閣府が各省庁からの提案を受け付ける。

運営委員会は、各省庁からの提案について、対象施策への登録の可否に係る評価を行った上で、ガバニングボードに対し、担当するターゲット領域の対象施策案を提案する。

ガバニングボードは各運営委員会からの提案を踏まえ、全ターゲット領域の対象施策案を取りまとめる。

毎年 11 月を目途に、総合科学技術・イノベーション会議は、ガバニングボードにお

* PRISM : **P**ublic/**P**rivate **R**&**D** **I**nterest **S**trategic **E**xpansion **P**rogram

いて取りまとめられた対象施策案について審議し、対象施策を決定する。

(3) 対象施策への推進費の配分の決定

- 毎年 3 月を目途に、対象施策に係る研究開発の加速、新規研究開発の前倒し、事業化への取組の加速等を目的とした推進費の配分申請を、内閣府が各省庁より受け付ける。

運営委員会は、当該配分申請に対して検討を行い、担当するターゲット領域における対象施策に対する推進費の配分案を作成する。

毎年 6 月を目途に、ガバニングボードは各運営委員会からの配分案の提案を踏まえ、各対象施策への推進費の配分を審議し、決定する。

(4) 対象施策の進捗状況に係るフォローアップ

- 運営委員会は、毎年 9 月以降を目途に、既に対象施策に登録されている施策の進捗状況、SIP 型マネジメント¹の実施状況等についてフォローアップを行い、その結果について、必要に応じ、ガバニングボードに報告する。ガバニングボードは、当該報告に基づき、対象施策の進捗状況に応じた助言を行うことができる。

4. 評価

「国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成 28 年 12 月 21 日、内閣総理大臣決定）」を踏まえ、以下のとおり PRISM についての評価を行う。

(1) 評価対象

①PRISM の制度全体

i) 評価主体

ガバニングボードが外部の専門家等を招いて行う。

ii) 実施時期

- 平成 30 年度の前に行う事前評価を行うとともに、PRISM 開始後、3 年経過後の平成 32 年度末に中間評価を行うこととし、その後、制度の実施状況を踏まえつつ、一定の期間ごとに中間評価を行うこととする。

iii) 評価項目・評価基準

制度が、民間研究開発投資の促進、各省庁の施策のターゲット領域への誘導や SIP 型マネジメントの導入に有効であったか、PRISM の制度に改善すべき点はないか

iv) 評価結果の反映方法

- 事前評価は、平成 30 年度以降の制度の運用等に反映させる。
- 中間評価は、当該年度までの実績と次年度以降の計画等に関して行い、次年度以降の制度の運用等に反映させる。

②対象施策に対するステージゲート方式による評価

i) 評価主体・実施時期

- 対象施策については、施策の実施途中の段階で、当該施策の継続・加速・終了等の評価を行うステージゲート方式による評価を導入する。ステージゲート方式による評価は 3 年目に実施することとし、対象施策を実施する各省庁は、当該施策に係る 3 年目の目標設定を行うとともに、登録後 3 年目に当該目標に基づく自己評価を行い、その結果を内閣府に提出する。

- 運営委員会は、各省庁が実施した自己評価を参考にしつつ、対象施策として継続・加速すべきものと終了すべきものとを峻別する等、対象施策についての評価案を作成する。
 - ガバニングボードは、運営委員会が取りまとめた対象施策の評価案を審議し、決定する。
- ii) 評価項目・評価基準
- a) PRISM の制度の目的との整合性
 - b) 目標（特にアウトカム目標）の妥当性、目標達成に向けた工程表の達成度合い
 - c) 適切な SIP 型マネジメントがなされているか。
 - d) その他の評価項目・評価基準については、領域ごとに特有の事情を勘案し、必要に応じ、領域統括がガバニングボードの了承を得て定めることができる。
- iii) 評価結果の反映方法
- ステージゲート方式による評価の結果については、次年度以降、対象施策として継続・加速するか否かに反映するとともに、評価結果を次年度以降の計画等に反映させる。

(2) 結果の公開

- 評価結果は原則として公開する。
- 評価を行う運営委員会及びガバニングボードは、非公開の研究開発情報等も扱うため、非公開とする。

5. 上記の他、PRISM の推進上必要な詳細事項に関しては、ガバニングボードにおいて定める。

i SIP 型マネジメント

<必須要件>

- ① 施策ごとに各省庁がプログラムディレクター（PD）を任命し、PDに全体の研究計画の策定・変更、予算配分等の権限を集中
- ② 明確な研究開発目標、マイルストーンの設定ときめ細かな進捗管理、機動的な計画変更
- ③ 毎年度の評価の実施とそれを反映させた予算配分
- ④ 産業界と大学等が一体的に推進する産学官連携体制を構築

<推奨要件>

- 1) 実用化・事業化、市場の創出や獲得に向けた出口戦略を重視
- 2) 基礎研究から実用化・事業化までを見据えて一貫通貫で研究開発を推進
- 3) 官民連携、企業間連携が必要な「協調領域」の研究開発を推進し、個々の企業が研究開発を行う「競争領域」と峻別
- 4) 省庁連携や共同実施等が効果的な施策については、関係省庁で総合的・一体的に推進する体制を構築し、内閣府に提案。その際、PDについては、当該連携施策全体を統括する者を1名置く（当該連携施策に関し連携する各省庁が同一のPDを任命）。
- 5) 民間研究資金の導入（マッチングファンド方式、終了後の民間主導の事業化の仕組みの構築等）